

重要事項説明書

ハビタスカーマケアステーション

株式会社 カーマ

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	ハビタスカーマケアステーション
所在地	〒239-0824 横須賀市西浦賀5-32-2
介護保険事業所番号	横須賀市 1471904514 号
管理者・連絡先	佐々木 末子 〒239-0824 横須賀市西浦賀5-32-2 Tel : 046-844-8322 Fax : 046-844-8355
サービス提供地域	横須賀市の一部浦賀、大津、久里浜、北下浦行政センター管内

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	従事者の管理及び業務管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画作成・苦情相談等 利用者申し込みに係る調整・介護員への技術指導	1名
訪問介護員等(ヘルパー)	指定訪問介護の提供にあたる	17.4名

3 営業時間

区 分	平日・土曜日・日曜日・祭日
営 業	24時間

(注) 年末年始 営業

4 利用者負担金

- ・この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。(※または、介護保険の法定利用料の範囲内で当社が設定した金額です。)
- ・初回訪問加算は、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合算定されます。
- ・緊急時訪問加算は、利用者からサービス責任者に緊急の連絡が入り、サービスを行った場合に算定されます。

5 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医救急機関等に連絡します

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

6 相談窓口/苦情対応/事故について

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口に御連絡願います。

お客様相談コーナー	電話番号	046-844-8322
	FAX 番号	046-844-8355
	相談員	山本 芳
	対応時間	9:00 ~ 17:00

○公的機関においても、次の機関においても苦情申し出等ができます。

横須賀市役所 福祉部介護保険係	所在地	横須賀市小川町11番地
	電話番号	046-822-8253(直通)
	FAX 番号	046-827-8845
	対応時間	月 ~ 金 8:30 ~ 17:15
	対応時間	(土曜祝日を除く)
神奈川県 国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447(直通)
	対応時間	月 ~ 金 8:30 ~ 17:15 (土曜祝日を除く)

7 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社 カーマ
代表者名	代表取締役 鈴木 秀雄
所在地・電話	〒239-0831 横須賀市久里浜3-29-1
業務の概要	居宅介護支援 訪問看護 訪問介護
事業所数	3

株式会社カーマは、居宅介護支援事業をはじめ、訪問看護事業、訪問介護事業を運営いたしておりますが、常にご利用者様の立場に立ち、適切な介護サービスを提供することで、安心した在宅生活が送れる様に務めます。

8 補償の内容

サービス提供にあたり加入している保険は以下のとおり

あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
賠償責任保険：身体、財物賠償(1名事故)・・・3億円

9 その他

- ・利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、出来る限り対応いたしますのでサービス提供責任者までご相談下さい。
- ・ヘルパーは医療行為はできません。
- ・ヘルパーに対する金銭、贈り物や飲食等はお受けできません。
- ・利用者のサービス提供記録は、求めに応じて開示いたします。

10 サービス利用料及び利用者負担

- 利用者の方から頂く利用者負担金は、次のとおりです。
- (1) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
 - (2) 利用者負担金は毎月15日に引き落としとなります。
 - (3) 下記の利用者負担金は「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対し保険給付分(9割)を請求することになります。
 - (4) 初回訪問加算は、サービス提供責任者が初回若しくは、初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合算定されます。
 - (5) 緊急時訪問加算は、利用者からサービス提供責任者に緊急に連絡が入り、サービスを行った場合算定されます。
 - (6) 交通費・通常の実施地域を超えた地点から、片道1kmにつき20円とする。

【訪問介護事業、第1号訪問事業の料金表】
ハビタスカーマケアステーション

【基本部分】

訪問介護の介護報酬に係る費用

サービス内容		基本利用料(10割)	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
一回あたりの所要時間					
身体介護	20分未満	1,766円	177円	354円	530円
	身体01				
	20分以上30分未満	2,644円	265円	529円	794円
	身体1				
生活援助	30分以上1時間未満	4,195円	420円	839円	1,259円
	身体2				
	20分未満	1,940円	194円	388円	582円
	20分～45分未満				
	生活援助2				
生活援助	45分以上	2,384円	239円	477円	716円
	生活援助3				

※当施設ご利用の方については、上記金額より10%の減額となります。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本料金	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供責任者が訪問した場合。	2,168円	217円	434円	651円
早朝・夜間加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)サービスを提供する場合。	上記基本分の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌日6時)にサービスを提供する場合	上記基本分の50%			
緊急時訪問介護加算		1,084円	109円	217円	326円
2人の訪問介護員によるサービス		単位数の200%			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に加算率を乗じた単位数の加算で算定(13.7%)	一ヶ月の利用料金の22.4% (基本料金+加算)			

【基本部分】

介護保険法に規定する介護予防・日常支援総合事業にかかる費用

対 象	区 分	利用者負担金			
			利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
事業対象者 要支援1・2	週に1回程度		287円/回	574円/回	861円/回
		月5回以上	1,259円/月	2,517円/月	3,775円/月
事業対象者 要支援1・2	週に2回程度		291円/回	582円/回	873円/回
		月9回以上	2,514円/月	5,027円/月	7,541円/月
事業対象者 要支援 2	週に3回程度		307円/回	614円/回	921円/回
		月13回以上	3,988円/月	7,976円/月	11,964円/月

【加 算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,140円	214円	428円	642円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に加算率を乗じた単位数の加算で算定(13.7%)	一ヶ月の利用料金の13.7% (基本料金＋加算)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に加算率を乗じた単位数の加算で算定(4.2%)	一ヶ月の利用料金の4.2% (基本料金＋加算)			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に加算率を乗じた単位数の加算で算定(2.4%)	一ヶ月の利用料金の2.4% (基本料金＋加算)			

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により書面を交付し、重要事項の説明をしました。

事業所 所在地 横須賀市西浦賀5-32-2

名 称 株式会社カーマ

説明者 (印)

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明をうけ同意し交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)